

名古屋市告示第474号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域の一部は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当します。

令和 6年10月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区大江町12番 1の一部、12番 2の一部、12番 3の一部、13番 5の一部及び15番 4の一部並びに本星崎町字南3998番 4の一部、3998番 5の一部及び3998番 6の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課